



グローバル規制基準とは何か（書評：Caroline Foster, Global Regulatory Standards in Environmental and Health Disputes (OUP, 2021)）

平野、実晴

(Citation)

神戸法學雑誌, 75(1):241-255

(Issue Date)

2025-06-27

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

<https://doi.org/10.24546/0100496599>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496599>



神戸法学雑誌第七十五巻第一号二〇二五年六月

グローバル規制基準とは何か

(書評 : Caroline Foster, *Global Regulatory Standards in Environmental and Health Disputes* (OUP, 2021))

平野実晴

Caroline E. Foster, *Global Regulatory Standards in Environmental and Health Disputes: Regulatory Coherence, Due Regard, and Due Diligence* (Oxford University Press, 2021), xxx+375 pp.

1. 導入

グローバル化が進む国際社会において、国際裁判による紛争処理には、新たな特徴が見られるようになっている。伝統的に国際裁判で扱われてきたのは、国家間の関係を規定する国際法の解釈・適用に関する紛争であったが、特に21世紀に入って以降、国際裁判所に付託される事案に、国家が新たに導入する国内政策や規制の国際法上の合法性をめぐる紛争が増えている。こうした例は、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続、投資条約に基づく投資家対国家の仲裁（投資条約仲裁）、地域的人権裁判所といった（準）裁判手続に顕著であるが、国際司法裁判所（ICJ）や国際海洋法裁判所（ITLOS）、仲裁に持ち込まれる国家間紛争にも見られる。

以上の状況は、大きく2つの問題を提起してきた。第一に、国家または私人

の申立てに基づき国際裁判で被申立国の講じた国内措置の正当性が問われることにより、国内法と国際法の間で緊張が生じる。これは、国際法システムと国内法システムの役割分担ないし接合に関する、いわば「縦軸」の問題である。第二に、海洋や貿易、投資、人権といった分野ごとに国際紛争処理手続が整備される一方、付託される紛争が異なる諸価値の対立に起因する場合が多く、紛争解決に実効性が伴わない、あるいは国際法の断片化が進む、といった批判が展開されてきた。こうした批判は、専門化が進む国際法システムの一体性を確保するために、どのように異分野の法制度を横断し、諸価値の調整を図るかという、いわば「横軸」の問題につながっている。

国際法学では、国際裁判がグローバル・ガバナンスの一翼を担うようになったことへの関心は高く、相当数の研究が蓄積されてきた。しかし、実践的に有用で、かつ理論的に強固な解決策の模索は続いている。先行研究に見られる最大の課題は、「縦軸」と「横軸」の問題が別々に取り組まれてきたことである。こうした中、Fosterが本書で提示した「グローバル規制基準（global regulatory standards）」は、両問題に対応するための斬新な概念として注目に値する。

環境や健康の保護に関わる規制紛争を扱った国際裁判で用いられている基準には、紛争解決手続や個別事案の違いを超えた共通性が見られることに着想を得たFosterは、異なる国際裁判所の数多くの判断例の分析から、規制の整合性（regulatory coherence）、妥当な考慮（due regard）、相当の注意（due diligence）の3つを抽出し、グローバル規制基準と概念化して本書で提示した。⁽¹⁾

(1) 本書の概要は、別稿にまとめられている。Caroline E. Foster, “The Development of Global Regulatory Standards by International Courts and Tribunals: Whaling, Tobacco and Renewable Energy,” in Edward Willis *et al.* (eds.), *Pragmatism, Principle, and Power in Common Law Constitutional Systems: Essays in Honour of Bruce Harris* (Intersentia, 2022), pp. 169–200. また、出版記念セミナーの録画も公開されている。Society of International Economic Law, *Book Conversation* (3 December 2021), at <https://youtu.be/3cRWukuwb9Y?si=jMv5Hk5aO6B2-Nkf>; ANU Centre for International and Public Law, *Book Launch* (23 March 2022), at <https://youtu.be/gl8aWZZxwLM?si=2Ef8FC9dYtdYRCfv>.

本書は5部構成となっている。第1部は、導入（第1章）とグローバル規制基準の概念の説明（第2章）であり、本書の主張が示されている。第2部から第4部は実証研究に割かれており、紛争処理制度の類型で研究対象となる判断例が分けられている。第2部では、国家間裁判であるICJ、国連海洋法条約上の紛争解決制度、常設仲裁裁判所の事例が分析されている（第3章が規制の整合性に、第4章が妥当な考慮と相当の注意に充てられている）。続く第3部では、WTOの紛争解決制度の事例が検討されている（第5章が必要性テストを、第6章が合理的関係性テストを扱っている）。さらに第4部では、投資条約仲裁制度の判断が考察の対象となっている（第7章が規制の整合性を、第8章が均衡性を取り上げている）。最後の第5部では、実証研究の結果を踏まえた理論的な考察がなされており、第9章では国際法の正統な権威ならびに司法の役割について検討され、第10章で著者の考える構造的課題と可能性が記されている。そして、第11章で結論が端的にまとめられている。

グローバル規制基準というシンプルでありながら幅広い問題領域への対応力を持つ独創的な概念を示した本書への関心の高さは、一般国際法だけではなく⁽²⁾、国際環境法⁽³⁾、国際貿易法⁽⁴⁾、国際海洋法⁽⁵⁾といった各分野の研究者、そして法実務家を含む、専門家が執筆した書評からも分かる。本書が注目される最大の要因は、広範囲かつ詳細な分析に裏付けられた議論を展開している点に求められ

-
- (2) Chiara Ragni, “Book Review,” *International Community Law Review*, Vol. 24, No. 3 (2022), pp. 281–284.
 - (3) Veerle Heyvaert, “Book Review,” *Review of European, Comparative & International Environmental Law*, Vol. 32, No. 3 (2023), pp. 509–510.
 - (4) Henry Gao, “Book Review,” *World Trade Review*, Vol. 23, No. 1 (2024), pp. 112–115.
 - (5) Ke Song, “Book Review,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 40, No. 1 (2024), pp. 237–243.
 - (6) Christine Sim, “Book Review,” *ICSID Review*, Vol. 38, No. 2 (2023), pp. 497–500.

よう。⁽⁷⁾後述するが、実証研究から導かれる示唆的な所見⁽⁸⁾、国際裁判の役割に関する批判的な問題提起には説得力があり⁽⁹⁾、その通有性ゆえに本書は様々な文脈で参照先となることが想像される。本評釈の目的は、グローバル規制基準の概念を日本語でも紹介し、批評を加え、後続する研究へと繋げるため課題を明確化することにある。

以下では、Fosterの提示するグローバル規制基準の概念を紐解いた上で(2)、その実践的機能を明らかにし(3)、その理論的意義について考察を加える(4)。最後に、本書で残されている課題を指摘する(5)。

2. 「グローバル規制基準」の概念

Fosterの提唱する「グローバル規制基準」とは、どのような概念なのだろうか。まず、この概念を成り立たせている語の意味合いを探り、続いて、グローバル規制基準の国際法上の位置づけを確認しよう。

「グローバル規制基準」は、3つの単語から成り立っている。Fosterが理解するところの「基準(standards)」とは、具体的な内容が特定されておらず、司法または行政のプロセスを通じて決定される法規範であり、規範内容が事前に了知される程度に特定されている規則(rules)と対比される。基準は、国際裁判

- (7) Yuka Fukunaga, "Book Review," *The Journal of World Investment & Trade*, Vol. 24, No. 6 (2023), pp. 971–975.
- (8) Joshua Paine, "Book Review: International Adjudication and the Development of Regulatory Standards," *Journal of International Economic Law*, Vol. 27, No. 2 (2024), pp. 371–377.
- (9) Callum Musto, "Book Review," *British Yearbook of International Law*, Vol. 90 (2022: Advanced Access), at <https://doi.org/10.1093/bybil/brac007>.
- (10) 相当の注意に関する書評論文で取り上げられた8冊に本書が含まれたことは、グローバル規制基準の概念の通有性を示す一例と言えよう。Vladyslav Lanovoy, "Due Diligence in International Law: A Useful Renaissance or 'All Things to All People'?", *European Journal of International Law*, Vol. 35, No. 4 (2024), pp. 1029–1057.

を通じて、条約規定に含まれる様々な法的利益のバランスを汲み取りながら、文脈ごとに異なる「テスト (tests)」として明確化される。なお、基準は原則 (principles) とも異なるが、原則が基準によって明らかにされる場合もあると説明されていることから、抽象度合いの違いと理解することができる (pp. 3-5, 34)。

「規制（的）(regulatory)」について、Foster は、この語を広い意味で用いており、規則や政策の制定、それらの監視と執行に関する自由と義務の両方を含むと説明している (p. 3)。この語は二面的に使われており、一方では、「国の規制権限」のように、国家が国内で講じる措置の裁量を指すとともに、他方では、「グローバル規制基準」のように、国際裁判所の判断によって明確化される基準を通じて国家の行動を国際法に適合させる作用を指している。

規制基準が「グローバル (global)」であるとは、規制基準が異なる国際裁判所の間で共有され、普遍化していることを表しており (p. 279)、現在の国際法が直面する「横軸」の問題を克服する働きがあることを示している。また、国内平面での規制的事項に関する意思決定と国際平面での裁判との調整という、国内法秩序と国際法秩序のインターフェイスに Foster の着眼点があることも「グローバル」の語の選択に反映されていると考えられ、こちらは「縦軸」の問題への対応にあたる。実際に、グローバル規制基準を「グローバル・ガバナンス」基準と言い換えている箇所もある (p. 33)。

続いて、グローバル規制基準の国際法上の位置づけについて、Foster は、実体法に根拠を有すると説明し、手続法上の審査基準 (standard of review) とは区別されるべきことを強調する (pp. 33-36)。もっとも、あくまで国際裁判を通じた条約規定の解釈や慣習国際法の内容の特定を要することから、グローバル規制基準は、判例法ないし国際法の解釈であって国際法それ自体ではない、と理解する評者もいる。⁽¹¹⁾ Foster の理解では、グローバル規制基準はあくまで国際

(11) Fukunaga, *supra* note 7, p. 974; Musto, *supra* note 9, p. 2.

法に内在するものであり、いわば「隙間を埋める (interstitial)⁽¹²⁾」、特有の性質を有している (p. 34)。Fosterが本書で、国際裁判を通じたグローバル規制基準の精緻化 (elaboration) や明確化 (articulation)、出現 (emergence) といった表現を一貫して用いていることにも、こうした理解が表れている。それゆえ、基準を豊富に含む (standards-enriched) 国際法への移行が、国際裁判所という機関ないし制度の正統性にとどまらず、国際法秩序の正統な権威に関する問題提起に繋げられているのである (pp. 7-8, 12, 35-36)。

3. 実践的機能

「グローバル規制基準」として概念化することによって、国際裁判で用いられる諸基準のいかなる実践的機能を明らかにできるのだろうか。はじめに、本書が着目する 3 つの基準を概観した上で、グローバル規制基準が共通して担う役割を確認する。続いて、これら基準の法実践上の有用性を裁判準則、裁判手続・制度設計、国際法形成、国内の行政的対応に分けて考察する。

本書の広範な判例分析から明らかにされたグローバル規制基準の第一が、国内規制に目的と措置との間の適正性を求める「規制の整合性」である。判例では、この基準の 6 つのテストないし定式が用いられていると指摘されている。

- (12) 本書で参照されている Lowe は、一次規範の間に生じる隙間を埋める規範 (interstitial norm) として機能する概念の例として、合理性や持続可能な発展を挙げている。Vaughan Lowe, “The Politics of Law-Making: Are the Method and Character of Norm Creation Changing?,” in Michael Byers (ed.), *The Role of Law in International Politics: Essays in International Relations and International Law* (Oxford University Press, 2001), pp. 207-226.
- (13) こうした表現は、Lowe に合わせたものと考えられる (“[I]nterstitial norms are not generated by the same processes as the traditional ‘primary’ norms of international law. They have no ‘authors’ [...]. [...]hey simply ‘emerge’ from within the international legal system. Of course, they do not emerge unaided. They are drawn out.” *Ibid.*, p. 219).

(1) 能力（目的達成可能性）（capability）テストは、規制措置の設計から、その措置によって明示された目的を達成する能力（可能性）があるかどうかを判断する、最も緩いテストである（pp. 24, 60–69）。(2) 必要性（necessity）テストは、規制措置が、目的の達成に必要であるかどうかを判断するもので、(1)に比べ目的から措置の適正性を判断している点で踏み込んだものであるが、目的の設定に際し国に広い裁量が認められる（pp. 25, 69–72）。本テストは、WTO の一般的例外規定の解釈で頻繁に用いられ、発展してきた（Ch. 5）。

(3) 合理性（reasonableness）テストは、決定や措置の設計が、目的と合理的に合致するかどうかを判断根拠とする（pp. 25–26, 72–78）。これは、南極海捕鯨事件で ICJ が示したテス⁽¹⁴⁾トであり、Foster は本判断が個別的紛争を越える意義を有すると評価している（pp. 57, 74–78）。本テストを用いる判断例は、投資条約仲裁にも見られる（pp. 221–231, 235–243）。（4）論理的関連性（rational relationships）は、差別が恣意的で不当であるか判断するために、問題とされる措置とその目的との関係を分析するもので、WTO（Ch. 6）や投資条約仲裁（pp. 231–235）で複数の詳細化されたテストが用いられている。

(5) より複雑で複合的な定式が示される場合もある（pp. 78–85）。重要視される例として、航行権および関連する権利に関する紛争事件判決で ICJ は、ニカラグアがコスタリカによる航行の自由への権利行使に対して設ける規制は、正当な目的のために、合理的かつ非差別的な方法で、競合する法的権利に明らかに過度な悪影響を与えることなく行使されなければならない、と判断した。⁽¹⁵⁾ Foster は、こうした定式が様々な場面で適用され、発展していく可能性を秘めていると注目している（pp. 82–85）。

(6) 厳格な均衡性（proportionality *stricto sensu*）は、規制措置により影響を受ける利益が、目的の達成により保護しようとする利益に均衡していることを

(14) *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand intervening), Judgment, ICJ Reports 2014*, p. 226, paras. 67, 88.

(15) *Dispute regarding Navigational and Related Rights (Costa Rica v. Nicaragua), Judgment, ICJ Reports 2009*, p. 213, paras. 86–87.

求めるテストである（pp. 26–27）。このテストは、一部の投資条約仲裁判断で用いられている（Ch. 8）。

グローバル規制基準の第二の例が、妥当な考慮（*due regard*）で、他国およびその住民の法的権利や利益を考慮することを求める。この内容を明確化した判断例としてチャゴス諸島海洋保護区事件があり、UNCLOS附属書VII仲裁廷は、「モーリシャスが有する諸権利の性質、それらの重要性、予測される制約の程度、イギリスが意図する活動の性質および重要性、ならびに代替方策の利用可能性」を考慮要素に挙げた。*Foster* はこの基準の今後の展開に期待を寄せており、直近の論文では、妥当な考慮によって将来世代の法的利益を規制の意思決定過程に取り組む可能性を論じている。⁽¹⁶⁾

第三の例が、相当の注意（*due diligence*）の基準である。その淵源は古いが、相当の注意に由来する越境損害の防止が慣習国際法上の原則として確立して以降、環境分野でのその内容は、ICJ、ITLOS、そして米州人権裁判所といった異なる裁判所で段階的に、事案の文脈に沿って明確化されてきた。本書の刊行後に提出されたITLOSの気候変動勧告的意見も、まさにこの動向を反映していると言えよう。⁽¹⁷⁾ 相当の注意の発展に見られる特徴として、勧告的意見による基準の宣言が多いことが指摘されており、個別の紛争当事国に限られない幅広い陳述を踏まえ、条約制度に即した基準の内容の精緻化が図られている（pp. 28–30, 99–129）。

ここまで本書が着目する3つの基準を概観してきたが、グローバル規制基準はこれらには限られない。他の基準の候補として、例えば、理由に基づく決定

- (16) Caroline E. Foster, “Due Regard for Future Generations? The No Harm Rule and Sovereignty in the Advisory Opinions on Climate Change,” *Transnational Environmental Law*, Vol. 13, No. 3 (2024), pp. 588–609.
- (17) *Request for an Advisory Opinion submitted by the Commission of Small Island States on Climate Change and International Law, Advisory Opinion of 21 May 2024*, ITLOS Case No. 31, para. 241 [the Tribunal considers that the standard of due diligence States must exercise in relation to marine pollution from anthropogenic GHG emissions needs to be stringent], *see also* paras. 234–243.

(reasoned decision-making) が考えられよう。⁽¹⁸⁾ 新たな基準の特定は、今後の研究に残された課題の一つである。

これらのグローバル規制基準が担う役割について、本書は、「規制基準は国際法規範を微調整し、より適用しやすくする」ことであると説明する。こうして、「国際法規範の内容について確実性が高まり、関連するアクターによる一貫した行動が促進されるとともに、共通の諸問題に対処するための国際法規範や制度をさらに発展させるための基盤を提供できる」のである (p. 281)。

こうした役割の理解を念頭に置いて、グローバル規制基準の法実践上の有用性を、大きく4つの文脈に即して検討しよう。

第一に、裁判準則として用いられる規範を「グローバル規制基準」と概念化することで、共通する要素を浮かび上がらせつつ、基準ごとの特徴や違いを相対化し、⁽¹⁹⁾ 今後の各基準の活用や発展の方向性を示すことができる。例えばFosterは、一部の投資条約仲裁の判断で用いられている厳格な均衡性が国家の政策的価値判断に過度に介入的であるとして批判の矛先を向け (Ch. 8)、代案として妥当な考慮の利用を提言している (pp. 323-337)。

グローバル規制基準を構成する諸基準は、条約規定を超えた一般性を有するため、裁判官対話の共通言語となりえよう。⁽²⁰⁾ それゆえ、グローバル規制基準を精緻化させる裁判所は、個別事案の紛争処理を超えて一般的な政策形成に踏み込みうることを念頭に置いた判断を迫られることになる (p. 287)。

第二に、国際裁判手続や制度設計の文脈でも、グローバル規制基準は示唆を与える。特にWTO上級委員会の機能停止や投資家対国家紛争処理手続の改革

-
- (18) Miharu Hirano, "Settling Water Disputes Through International Investment Arbitration: When and by What Standards?", *Chinese Journal of Environmental Law*, Vol. 6, No. 2 (2022), p. 200, pp. 211-214.
 - (19) 例えば、妥当な考慮と相当の注意の異同は、必ずしも明確とはなっていない。Foster, *supra* note 16, pp. 598-599; cf. Lanovoy, *supra* note 10, p. 1042.
 - (20) 須綱隆夫「『裁判官対話』とは何か——概念の概括的検討」伊藤洋一（編）『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』（日本評論社、2023年）1頁、8頁。ただし、本書には、裁判官対話への明示的な言及はない。

をめぐる議論では、国内政策に過度に介入的な判断枠組み、判断の一貫性の問題、紛争当事者以外の利害関係者への配慮の不足といった批判が提起されてきた。⁽²¹⁾こうした批判に対し、グローバル規制基準は、適正な判断テストの提示、基準の明確化による一貫性の向上、妥当な考慮の活用による利害関係者への配慮、といった処方箋を示すことができる。同時に、Fosterは、国際裁判所がグローバル規制基準を適切に精緻化させることを確保するため、訴訟事件での第三者の参加や勧告的意見手続が果たす意義、さらには熟議を促す裁判制度改革の必要へと議論を展開している（pp. 47, 286-288, 299-301）。

第三に、国際法形成との関係では、国家の規制活動に関する内容を定める条約も策定されており、「規制の整合性」に関する第25章を定めた環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）はその最たる例である（pp. 6, 21-22）。なお、本協定では、同章の独自の手続として規制整合性小委員会が設置されている反面、紛争解決手続（第28章）に付託されない構造となっているが、⁽²²⁾国際裁判によるグローバル規制基準の発展との関係でどのように評価するか、Fosterの見解は示されておらず、今後の検討課題となる。

第四に、グローバル規制基準は、新たな問題への行政的対応の指針にもなると考えられる。試論的に、ALPS処理水の海洋放出をめぐる事案について考えてみよう。問題の政治化により、日本は、他国から紛争解決手続に申し立てられ、

- (21) 関連文献として、川瀬剛志「WTO上級委員会危機と紛争解決手続改革：多国間通商システムにおける『法の支配』の弱体化と今後」『法律時報』91巻10号（2019年）14-20頁；濱本正太郎「常設投資裁判所構想について——ヨーロッパ連合による提案を中心に——（その1～その7・完）」『JCAジャーナル』64巻（2017年）8号3-9頁、9号33-41頁、10号23-30頁、11号10-17頁、12号16-23頁、65巻（2018年）1号44-51頁、2号16-22頁。投資条約仲裁の改革は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の第3作業部会で進められている。
- (22) 玉田大「25 規制の整合性 ver.2」『Web解説 TPP協定』（2016年）<https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/index.html>。
- (23) 関連文献として、西本健太郎「福島第一原子力発電所からの処理水の海洋放出と国際法」『法学教室』496号（2022年）43-49頁；鳥谷部壌「原発処理水の海洋放出」『国際法学会エキスパート・コメント』2022-2号（2022年）・「原発処

暫定措置の要請が提起されるリスクがあった。国連海洋法条約だけでも様々な関連条項があるものの、本件のような事態を念頭に置いた規定はなく、関連する条文の内容も抽象的である。それゆえ、個別の条項から導きうる規則ベースで対応策を練っても、計画立案に十分に反映できない可能性が残る。それに對し、グローバル規制基準を念頭に置くと、理由に基づく政策決定の妥当性を確保（IAEAによるレビュー）、政策的に達成しようとする目的（タンクに貯蔵される放射性物質を含む水の処分）に対する手段（海洋放出とその方法）の整合性、関係諸国と人の健康に対する妥当な考慮、リスク評価や利用可能な手段を講じることによる相当の注意の確保、といったように国際義務を履行するための対策を体系的に整理できる。国家が直面する問題が複合的になり、そうした問題が関連条約策定時の想定を超えるほど、体系化された法的思考を補助できるグローバル規制基準の有用性は高まると考えられる。

4. 理論的考察

グローバル規制基準は、実践と理論との橋渡しを担う概念として提唱されている点もまた興味深く、注目される理由の一つである。

本書は、実証研究を踏まえた結論として、国際裁判で用いられているグローバル規制基準は共通して国内の意思決定に対し寛大となるように精緻化されている、と評価している（pp. 279, 286）。また、関連規則の適用を受ける主体の法的利益の間のバランスを定めることになるグローバル規制基準が、個別の紛争において紛争当事者に受け入れられるよう、国際裁判所は紛争当事者の主張に依拠する形で基準の内容を示す傾向が見られる（pp. 288-290）。さらに、解釈の範囲によって枠づけられつつも、判断例の多くでは、必ずしも文言主義に依らず、文脈や制度目的の考慮を含む発展的な解釈手法が用いられており、時

には裁判官・仲裁人の論理・良識に基づく理由づけが付記される例もある(pp. 290-293)。実証研究によって明らかにされたグローバル規制基準の生成に見られるこうした特徴は、国内法秩序との適正な関係を模索する裁判官や仲裁人の考慮の表出であるとFosterは考えており(pp. 4, 34)、実際に国際裁判の実態を確認するために、法実務家へのインタビュー調査の結果も補助的に本書で示されている(pp. 9, 40)。

以上のような分析結果を理論的に説明するため、本書は、グローバル規制基準の発展の底流にある法の機能や権限抑制に関する考え方へと考察を進めている。その一つが、権利濫用(abuse of rights)、特に権利がその創設目的とは異なる目的のために行使される場合に生じる権限濫用(misuse of power/*détournement de pouvoir*)の法理である。この法理は、必ずしも判断で明示されているわけではないが、グローバル規制基準と共に鳴る法思考であると論じられている(pp. 30-32, 293-299)。もう一つが、国際裁判における行政法的思考の影響であり、グローバル規制基準の発展とグローバル行政法論との親和性である(pp. 32-33)。Fosterの指摘では、こうした発想は、国家主権を授権された権力(conferred power)とみなす見解、またグローバル立憲主義に繋がる(pp. 32, 36-41, 294-297)。国際裁判が国内規制の適法性を「審査(review)」する役割を担っているという見方も、以上のような考え方を反映している(pp. 337-342)。

こうした底流にあるとされる考え方に対し、本書は、実体法から導出されるグローバル規制基準は、国際裁判所の国内法秩序に対する敬讓(deference)と捉えるべきとの立場である(pp. 342-245)。理論的には、「世界中で行われる規制的な意思決定を同時に管理する多元的な国際法秩序と国内法秩序のアドホックな整序(ordering)と理解することが最も正確である」とする(p. 39)。この見方は、国際裁判所によるグローバル規制基準の精緻化が、国際法の正統な権威(legitimate authority)の主張を保持ないし強化する上でどれほど効果的であるか、という問いの提起に繋げられ、その評価を行うため、相対的権威(relative authority)の理論を参照する。権威の正当化をめぐる本書の議論(pp. 41-47,

281-285)⁽²⁴⁾の要点を述べると、国際裁判所は、国内の意思決定に寛容なグローバル規制基準を示すことで手続的正当化を果たす一方で、国際社会に共有された共同体的諸利益の調整が求められる実体的正当化を果たすための制度構造を備えていない。現行の国際裁判制度の下では適正なアプローチがとられているが、より要求の厳しいグローバル規制基準を用いることで諸価値の調整に携わり、実体的正当化を補強するには、国際裁判への参加を拡張し民主化することを要する (pp. 299-301)。

読者によっては、権限濫用が規制紛争を判示する裁判官の発想にあるのか、紛争当事者以外も関与させ国際裁判を「民主化」することは正しい方向性であるのか、またどのように制度設計するのか、さらに精緻化される基準の内容や国際裁判制度ごとの正統性を超えて国際法秩序の正統な権威まで問う必要があるのか、など、疑問を持ったかもしれない。本書が認めるように「規制紛争から生成する基準が、国際法が国内法当局との調整を通じて、国際法の主体の本質的ニーズにより適切に対応するための最良の基準となっているかどうかは、依然として未解決の難しい問題である」(p. 281)。それゆえに、グローバル規制基準の概念の提示によって、裁判実践を理論的見地から評価しようとする本書の議論の展開方法自体に学術的意義が認められ、実定国際法研究・国際裁判制度論・基礎法学を横断する試みの一歩として大いに参考となるであろう。

5. 結語

国際裁判が、個別の紛争処理を超えて、グローバル・ガバナンスの作用を及ぼすようになっている現象を把握し、国際法学に位置付けることが重要な作業となっている。こうした研究を進める上で、本書が提示するグローバル規制基準の概念は、実証研究に裏付けがあり、先行研究との関係が丁寧に説明されて

(24) 上田航雅「国際法における『法』の正統性——その文脈と構想」『同志社法學』76巻3号（2024年）351-394頁も参照。

(25) Paine, *supra* note 8, p. 376.

いることから、貴重な土台となりうる。ここまで紹介を踏まえ、何らかの形で自身の学術的関心とグローバル基準の概念が結びついたのは、おそらく評者だけではないと推察する。⁽²⁶⁾ 今後、研究成果の蓄積を通じて、本書で展開された分析や考察の妥当性、そしてグローバル規制基準の概念の有用性を検証し、必要に応じて発展させることが期待される。

グローバル規制基準に関する後続研究の設計に向け、本書で残された作業を確認しておきたい。Fosterは環境と健康に関する紛争に射程を限っており、他の領域への研究の波及に期待を寄せている（pp. 11-12）。同様に、本書は幅広くICJ、ITLOS、国家間仲裁、WTO、投資条約仲裁を検討対象に含めているが、例えば地域的人権裁判所は外されており（pp. 9-11）、本書では深堀りされていない判断例や本書刊行後に出てきた重要判例もある。各研究者が独創的に研究対象とする規制紛争の範囲を設定し、関連する裁判事例を踏まえた成果を積み重ねていくことが重要となろう。この際、対象に含める事例の選定において、何をもって規制紛争と評価するか、線引きが主観的になりかねないことに注意を要する。⁽²⁷⁾ 今後の活発な議論に期待したい。

-
- (26) 評者は、「水のグローバル・ガバナンス」の法的構造を考察した際、国際制度が国内公共政策の形成や実施に制約を与える効果を「グローバルな規制」として把握し、国際裁判による「審査基準の定立」を一つの作用として挙げたが、この作用はFosterの提唱する「グローバル規制基準」と整合する。平野実晴『水のグローバル・ガバナンス』の行政法的構造——水に対する人権の実現過程に着目して』『国際法外交雑誌』119巻3号（2020年）49頁、52-53頁。
- (27) 環境紛争が国家間裁判に付託される事案が増えていること、WTOや投資条約仲裁では環境と併せて健康が問題となった紛争も検討することで判断枠組みが見えやすくなることから、研究対象範囲の決定は妥当であり、かつ十分な素材を提供できたと評価できよう。なお、Fosterは国際法廷における科学を扱った著作を執筆しており、本書はこの研究の延長上に位置付けられる。Caroline E. Foster, *Science and the Precautionary Principle in International Courts and Tribunals: Expert Evidence, Burden of Proof and Finality* (Cambridge University Press, 2011).
- (28) Fukunaga, *supra* note 7, p. 975; Paine, *supra* note 8, p. 376.

【謝辞】

神戸大学大学院法学研究科で本書の精読に参加された焦建雄さんと黄美優さんとの議論、そして国際法研究会（京都大学）報告（2025年3月22日）の際に参加者からいただいた質問やコメントから、多くの示唆を得た。ここに謝意を表する。

本稿は、研究プロジェクト『水紛争の予防と解決を担う国際制度の機能変化に関する研究』（2021年4月～2025年3月）（JSPS科研費21K13198）の成果の一部であり、後続の『国際裁判により形成されるグローバル規制基準の水紛争の処理における機能と意義』（2025年4月～2029年3月）（同25K16512）の土台となるものである。